

## 災害時における緊急調査取扱い要領

### (目的)

第1条 この要領は、農政部、林務部及び建設部が所管する施設・区域等に関する災害において、競争入札等により委託業務を発注するまでの間に、復旧等に必要な調査等を緊急に実施する委託業務（以下「緊急調査」という。）の手法を定めるものとする。

### (適用範囲及び限度額)

第2条 緊急調査は、次の各号のいずれかに該当し、1件当たりの委託料が予定価格及び精算額において100万円（税込み）未満であるものに適用できるものとする。ただし、100万円を越えるものについては、事業課と協議の上、執行するものとする。

- (1) 人命・財産に係る緊急な対応が必要な災害箇所
- (2) 国との事前協議等が必要な災害箇所
- (3) 所管する被災箇所が多いため職員のみでの対応では困難な災害

### (具体的な委託内容)

第3条 緊急調査により委託できる具体的内容は、次の各号に示すものとする。

- (1) 「災害時における災害緊急調査に関する協定書」第3条に規定する復旧業務
- (2) 地質調査業務（伸縮計の設置、警報機等の設置、観測、現地踏査、本調査への数量・項目出し、危険度の判定、国との協議用資料作成、その他発注者が必要と認める業務（上記（1）の業務を除く））
- (3) 測量及び設計業務（災害の概略を把握するための簡易な測量、本調査への数量・項目出し、国との協議用資料作成、その他発注者が必要と認める業務（上記（1）の業務を除く））

### (事務処理)

第4条 緊急調査の事務処理は、別に定める緊急調査の事務処理により行うものとする。

### (契約)

第5条 緊急調査の契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号並びに「指名競争入札又は随意契約によることができる場合について（通知）」第2の2項及び財務規則第136条の2により、1者随意契約とする。また、財務規則の運用第63条の「請求のあったとき支出負担行為の整理をすることができる経費」に該当するため、契約書及び請書調書の作成を省略するものとする。

### (予定価格調書作成の省略)

第6条 財務規則第137条により予定価格調書の作成は省略する。

### (支出負担行為決議等)

第7条 緊急調査は、財務規則の運用第63条により請求払いとするものとし、様式1-1、様式1-2、様式1-3、様式1-4、様式1-5をもって行うものとする。

### (請負人等選定委員会)

第8条 請負人等選定委員会の審議は省略できるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この要領は、平成14年8月3日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。